主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

各被告人の弁護人高山和雄の上告趣意(後記)は、違憲をいう点もあるが、所論 拷問の事実を認むべき証跡がないから、その前提を欠くものであり、その余は、単 なる訴訟法違反、事実誤認の主張を出でないものであつて刑訴四〇五条の上告理由 に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年六月四日

最高裁判所第一小法廷

輔	悠	藤	斎	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官